

向山洋一教育賞 選考規則

日本教育技術学会

1. 向山洋一教育賞 設立趣旨

「向山洋一教育賞」は、教育技術の開発、普及、発展と後進の育成のために、2022年度から新たに設立されました。

向山洋一教育賞には、「教育技術賞」「最先端実践賞」「学級経営・児童生徒指導賞」「向山洋一実践・研究賞」の4つの賞があります。

当学会では、「向山洋一教育賞 選考規則」を制定して、同賞の運営と選考にあたってまいります。

2. 向山洋一教育賞 選考規則

(目的)

第1条 この規則は、日本教育技術学会（以下「本会」という）が行う、向山洋一教育賞の選考の方法等に関する事項について定める。

(向山洋一教育賞の種類)

第2条 向山洋一教育賞として、以下4つの賞を設ける（以下「本賞」という）。また、（ ）内のように副賞を設ける。

I 教育技術賞（20万円）

すべての応募論文及び推薦書の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

II 最先端実践賞（10万円）

最先端課題に取り組んだ応募論文及び推薦書の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

III 学級経営・児童生徒指導賞（10万円）

誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされる学級経営、または児童生徒指導に取り組んだ応募論文及び推薦書の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

IV 向山洋一実践・研究賞（10万円）

向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、発展させた応募論文及び推薦書の中から、最も優れた実践、研究及び諸活動を選考する。

(選考委員会、選考事務局)

第3条 本賞の告知、募集、選考及び表彰にあたり、選考委員会及び選考事務局を設置する。

- 1 選考委員会は、本賞の選考を行う。選考委員会は、日本教育技術学会理事より会長及び若干名、外部の有識者若干名で構成される。
- 2 本賞の告知及び募集等にあたり、選考事務局を設置する。選考事務局員は、日本教育技術学会の会員5名程度で構成される。
- 3 選考委員、選考事務局員は、会長による指名により選出する。
- 4 選考委員及び選考事務局員の任期は4月から翌年3月までの1年とする。再任は妨げない。

(応募者、推薦者)

第4条 本賞への応募論文の著者を応募者、推薦書の著者を推薦者とよぶ。応募者や推薦者は、本賞の授賞年度における、本会個人会員、団体会員または賛助会員とする。なお、推薦書における被推薦者は、この限りではない。

- 1 応募は、1人または1グループで各年度1編に限る。
- 2 向山洋一教育賞選考委員は、応募者または推薦者、被推薦者となることはできない。
- 3 向山洋一教育賞選考事務局員が、応募者または推薦者、被推薦者となる場合は、当該論文や当該推薦書の選考過程に関与することはできない。
- 4 推薦者は、事前に被推薦者へ応募の許諾を得ることとする。

(募集)

第5条 本賞への募集は、本会ホームページ等により行う。

(応募論文、推薦書の評価基準)

第6条 応募論文および推薦書は、応募要項および推薦要項に基づくものとし、評価基準をもとに選考を行う。

- 1 評価基準は以下のとおりとする。詳細は、選考委員会で別途定める。
 - (1) 問題提起・有用性 学校現場における今日的な教育課題に対する骨太の問題提起、実践及び方法が示されているか。
 - (2) 先駆性 最先端課題に対する実践及び方法が示されているか。
 - (3) 学級経営・児童生徒指導 誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされている実践及び方法であるか。
 - (4) 向山洋一実践の継承 向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、さらに発展させているか。
- 2 評価基準は、選考委員会内部で検討し、必要に応じて変更できる。

(審査方法)

第7条 審査方法は以下のとおりとする。

- 1 第6条第1項に基づき、項目ごとにすぐれた論文を選出する。(1次審査)
- 2 1次審査を通過した論文について総合的な討議を行い、各賞の候補を決定する。(2次審査)
- 3 各賞は、日本教育技術学会理事会で承認された後、ホームページで発表される。
- 4 受賞件数は、各賞ごとに毎年1名を基本とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りではない。
- 5 賞の発表後であっても、第4条を満たしていないことが新たに判明した場合は、入賞を取り消すことができる。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は日本教育技術学会において行い、副賞を授与する。推薦が受賞した場合、副賞は被推薦者に授与する。

(秘密の保持)

第9条 選考委員会、理事会及び事務局の構成員は、申請内容及び議場での審議及び選考等に関する情報を、第三者に漏らしてはならない。また、それらの情報を、本賞の選考以外の目的で使用してはならない。

- 1 選考委員、理事会及び事務局の構成員は、審査終了後はそれらを選考委員会へ返却し保管する。

(賞の英文名)

第10条 本賞の英文名は、“Yoichi Mukoyama Education Award for 受賞西暦年度)”とする。なお、各賞の英文名を以下とする。

- I 教育技術賞 “Educational Skills Award”
- II 最先端実践賞 “Cutting-edge Practice Award”
- III 学級経営・児童生徒指導賞 “Class Management / Student Guidance Award”
- IV 向山洋一実践・研究賞 “Yoichi Mukoyama Educational Practical and Research Award”

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の発議により会長が決定する。

(2022年5月27日 理事会)

附記

2021年12月12日 日本教育技術学会理事会にて承認

2022年5月27日 理事会にて追加、改定